

平成29年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成29年 6月21日（水）

午前 9時59分 開 議

午後 2時50分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○追加日程

日程第 3 報告第 4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

日程第 4 報告第 5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

日程第 5 報告第 6号 監査報告について

報告第 7号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の
超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消な
ど教育予算確保・拡充と就学保障に向けた要望意見書

意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	前 田 康 吉 君	副	市	長	千 田 史 朗 君
教	育	長 山 崎 猛 君	監	査	委	員 宮 崎 英 彰 君

会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君
市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君
建 設 部 長	高 瀬 慎 二 郎 君
市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君
教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君
総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

総 務 部 長	中 島 純 一 君
保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 次 長	南 均 君
建 設 部 次 長	山 崎 智 弘 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
監 査 事 務 局 長	加 藤 孝 昭 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君
書 記	壽 永 美 和 君

書 記	村 井 理 君
-----	---------

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において関藤議員、東元議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は、10名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位11番目の方からの質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。
○渡邊議員 おはようございます。会派みどりの渡邊です。通告に従い、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、市政の運営について
- 2、JR根室本線について
- 3、ふるさと納税について
- 4、地域づくりについて

まず、1件目、市長の基本姿勢、1項目め、市政運営についてであります。平成29年度の市政執行方針を市長は述べられております。これは、本年度に向けての所信的なものを表していると思っております。そこで、滝川市を取り巻く環境は、大変厳しいものがあると認識しております。国の政策に基づき各種事業を展開しておりますが、前田市長としてはどの施策も重要と認識していると考えるところであります。首長として汗を流し、市民の声を反映すべく新たに7年目をスタートしました。滝川市の山積する課題を解決するに当たり、その考えをお伺いいたします。

- 議長 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

- 市長 それでは、渡邊議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私が市長になって7年目がスタートし、改めて課題解決に向けた決意をというご質問かと思えます。やはり財政健全化と人口減少対策は、喫緊の課題であると認識をしております。そういう意味では、財政健全化計画の着実な実行による持続可能な財政運営と滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく新築住宅助成制度や中空知定住自立圏しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業にしっかり取り組んでまいります。

現在栄町3-3地区では、リニューアルを図るための再開発事業が進められています。長年空きビルが放置されてきた状況から新たな一步が踏み出されたところであり、少子高齢化の進展を踏まえ、都市機能の集約によるコンパクトなまちづくりは、今後も進めていかなければならないと考えています。ことしの年頭の挨拶でも申し上げましたが、今できることを一つ一つ丁寧に進める一方、スピード感を持っていかなければこのまちの魅力をどんどん失っていくというふうに感じております。今何をなすことが市民の皆様のためになるのか、このことを常に念頭に置き、不断の努力を続けてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 前田市長の意気込みについては、大変よく理解したいと思います。市民の声を届けるという役目であるのが議員であるかなと思っております。また、その市民の声に耳を傾ける、その姿勢を保つという問題意識を議会議員と行政側も共有すべき認識かなと考えているところであります。

続きまして、2項目め、JR根室本線についてお伺いしたいと思います。さきの行政報告において前田市長が協議会として視察、陳情業務を行っております。協議会においても前田市長として大変な意気込みであると感じたところであります。そこで、改めましてこの存続可能な路線としての戦略的な取り組み状況についてお伺いしたいと思います。JR、行政、地域住民が一体となった利用促進に向けての対策は考えられているのか。また、協議会が何を主体的に実施しようとしているのか、あわせてお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 本年4月に開催されました根室本線対策協議会総会におきまして沿線自治体と北海道、JR北海道の担当者等が路線維持に向けた経費節減と利用促進策などの方策を話し合う事務レベル検討会議の設置を決めたところでございます。

検討会議では、主に1点目といたしまして営業損益の調査分析によるコスト圧縮に向けた経費削減策、2点目といたしまして日常的な利用や観光列車、企画列車運行による利用促進策、3点目といたしましてマイレール、マイステーションに向けた住民の意識醸成策の3つの検討内容とし、10月には市町長で構成される本協議会役員会に中間報告を行った上、年度末までに検討結果をまとめる予定となっているところでございます。既に2回の検討会議が開催され、現在は経費節減策について協議を行っているところであり、この後利用促進策、意識醸成策の検討に入っていく予定となっております。したがって、現時点では利用促進に向けての検討段階には至っておりませんが、当然のことながら地域の皆様のご理解と協力を得ながら、利用を伸ばす方策と外から人を呼び込む方策の2つを念頭に考えなくてはならないというふうに考えております。全国的な地域鉄道の活性化事例を参考にすることはもちろんですが、今月下旬には沿線自治体によるJR利用者へのアンケート調査を実施する予定であり、得られた結果は利用促進に有効な施策の検討資料としていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 協議会として取り組むべき事項というのはわかるのですが、この対象路線の中に東滝川駅がございます。ご存じのとおり、利用者も大変少ない中で、地域としてあそこの駅を使いながらいろんなイベント等を行ったり、清掃活動をボランティアで実施しております。そこで、日常的な利用増進を図る上で、地域としていろんな取り組み方を今検討しているところですが、まずは地域の人がいかに鉄路を使うかということに対する先ほどアンケートの調査、これは恐らく本線の利用者に対してのアンケートだと思いますけれども、地域の住民についてもアンケート的な調査というのは実施するお考えというのはおありかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 地域へのアンケートの実施というご質問でございますが、先ほど答弁させていただきましたが、まず現在進めているのは協議会の沿線自治体として共同で共通した取り組みということで、沿線の自治体を通じてその駅の利用促進に向けてのアンケートを実施するというところについては決定をしているところでございますが、それぞれ地域で抱える駅の利活用、実は滝川では江部乙駅というのもそれぞれ既に利用促進が図られているわけですが、東滝川駅についても地域でこういうような活用を考えているとかというようなことについては、アンケートを行うかどうかは別といたしましても、地域で駅の活用、あるいは議員からお話のありましたイベント等の活用等がもし提案等がございましたら、市としてもどういった形で支援していけるのかという部分については今後検討していきたいというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、利用促進については今後の検討、次の段階という部分でございますので、議員のおっしゃられたご意見も踏まえて利用促進策については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 存続が大変厳しいという路線でありますけれども、地域として取り組むべき事項というのは、やはり利用促進に向けた対応が求められると思っております。そういう中で、地域としても今のところ計画の段階ですけれども、いろんなことを考えながら取り組んでいくつもりでもありますので、また行政の支援をお願いするようなことがあればお願いしたいなと思います。

続いて、3項目め、ふるさと納税について。ふるさと納税に対する取り組みを大変評価しておるところであります。既に財源確保として指定項目寄附金が全て一般財源となっております。指定寄附において現時点ではどの項目が多いのか。全ての寄附金は寄附者の意向に沿っているのか。また、返礼品の新たな商品開発が必要ではないかと思っております。寄附者に対して画期的な商品を提供する事業推進を図るべきと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 平成28年度末においてふるさと納税でご寄附いただいた件数、金額につきましては、5,131件、1億1,819万5,000円となっており、前年度との比較では件数はマイナス121件ですが、寄附金額は1,580万円程度プラスになったところでございます。この中で寄附目的が一番多かったのは、滝川市の豊かな自然や文化、まち全般にと、これが1,964件、38パーセントを占めており、この項目はいわゆる市長にお任せという趣旨のもので、次いで子供た

ちが伸び伸び学べる学校環境の充実をが 1, 445 件、28 パーセントとなっております。

寄附金の使途につきましては、当初予算算定時において予算計上された事業のうち、寄附者様のご意向に沿う事業として充当可能と判断したものに対し特定財源等を差し引いた一般財源分に寄附金を充当し、活用させていただいているところでございます。

また、返礼品の新たな開発につきましては、常時返礼品出品事業者とコンタクトをとり、新商品開発を打診しているところであり、継続的に対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、近年の傾向としては何カ月連続お届けといった頒布会形式の人气が高く、寄附額も高額傾向にあります。今後もこうした状況を踏まえ、寄附者ニーズに沿った新商品の開発を続けるとともに、引き続き滝川市の PR を積極的に行い、寄附目標額の達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 取り組みについては理解いたします。

そこで、返礼品の出品事業者との具体的な検討事項、今述べられましたけれども、コンタクトをとるとか対応を考えるとかという部分で答弁されましたが、具体的にどのような出品事業者とのやりとりが行われているのかわかればお答えいただきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、出品事業者とのコンタクトという部分につきましては、年に一、二回程度出品事業者との連絡会議といいますか、開催して、新商品、あるいはそういった連続のお届けといった同じ商品でも分けてやるというようなことが効果があるのではないかなというような情報交換を行いながら、とはいいつつもやはり出品者のほうで出品の提供、今国のほうも 3 割以下という部分でありますけれども、送料も含めてどういった形が考えられるのかということをして市のほうと出品事業者との間でいろいろ協議をさせていただく中で、あわせて新商品の開発等もあればその中に盛り込んでいくというような形で進めていっているということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 寄附者というのは、どうしてもブランド力というか、滝川のというものが求められると思います。ぜひそういうブランド力のある商品の開発をお願いしたいと思います。

続いて、地域づくりについてであります。街なかにおける対応については、現在栄町 3—3 地区の再整備を実施しております。江部乙地区においては、緑寿園が新たにスタートし、またそらぶちの整備事業とハード面の事業が展開が図られております。そんな中、東滝川地域においては、JA 東たきかわ店が閉店する中、地域住民が危機感を募らせたことから、地域の課題解決に向け新たな地域づくりについて協議を行ってまいりました。地域として住民ができることを選別し、行政のご支援を仰ぐ中、まちづくりの核をつくり出すことができました。職員の協力と地域が一体となって、ソフト面を地域が担った結果が功を奏したものを考えております。

そこで、前田市長にも大変ご尽力をいただいておりますが、市長としてこの地域づくりに向けて

の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきますが、議員ご指摘のとおり、地域づくりは行政だけで進められるものではございません。市民、団体、企業、行政等が思いを共有し、一体となって取り組んでいく姿勢が重要であると考えております。人口減少、少子高齢化の進展などによりまして行政運営上さまざまな政策課題があり、買い物弱者対策もその一つと言えます。このほど東滝川地区にセイコーマート東滝川店がAコープ跡にオープンをしました。Aコープの撤退に危機感を募らせていた地元町内会は、みずから行動を起こして、関係各所へ提案や働きかけを行っていただいたわけでございます。その結果、当初出店が難しいと思われておりましたけれども、地域から店舗前に住民が集まる機会をふやす取り組みといった工夫の提案もございまして、他に例を見ない店舗づくりが図られたわけであります。市内では、東滝川地域を初め地域が抱える課題を住民みずからが認識し、真剣に向き合いながら、解決の糸口を見出していく取り組みを進めている地域や団体がございます。市といたしましては、今後においても自分たちの住む地域をこうしていきたいという住民の皆様の思いには積極的にサポートをさせていただき、魅力ある地域づくりに向けて連携を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 先ほど東滝川駅の質問もしましたが、やはり住民との意思疎通を図りながら進めるということの重要性というのも私自身も改めて考えさせられたところであります。今市長が魅力ある地域づくりに対しての思いを答弁されましたので、ぜひ新たな気持ちで地域づくりに臨んで対処していただきたいと思えます。

◎2、広域行政

1、中空知広域圏と定住自立圏について

続いて、2件目の広域行政について質問させていただきます。中空知広域圏と定住自立圏についてであります。5市5町は、それぞれの課題に対して各種対策を講じている中で、共通項目に対しての役割分担的なものはまず確立されているのか。また、既に取り組みが行われているものがあればご教示いただきたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 広域行政についてご質問にお答えさせていただきますが、議員もご承知のとおり、中空知圏域は従来から5市5町の枠組みを生かしながら広域連携に先進的に取り組んでまいりました。取り組み項目に対する役割分担につきましては、専門部会を設けて、それぞれの担当職員が集まり、協議を行う中で課題等の検討に当たり、その後関係市町の企画担当課長で構成される企画調整会議において総合調整、調査研究を行い、副市町長会議、理事会、組合議会といった広域圏組織の機関決定を踏んで事業推進に当たっております。

これまで中空知広域圏では、消費生活相談業務や戸籍電算システムの共同運用、消防事務の広域化などさまざまな行政課題を共通課題として認識し、単独市町では困難とされた事業を広域で行う

ことで共同事業にも積極的に取り組んできているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 2要旨目になります。基本的な政策として考えられるのは、活力とにぎわいに満ちた圏域づくりではないかと思っております。その地域経済の活性化、また交流人口を深めるための施策、それらの具体的な事例があればお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 活力とにぎわいに満ちた圏域づくりという点では、中空知圏域は歴史的背景も含め、一つの経済圏として形成されており、それぞれの市町が持ち合わせている得意分野をつなぎ合わせることで地域経済の活性化や交流人口の増加につながるものとして推進してまいりました。取り組みの一例といたしましては、産業観光振興事業として中空知花火大会スタンプラリーや札幌圏の方に当圏域の見どころを知っていただく周遊モニターツアー、中空知の物産が一堂に会する中空知大収穫祭などが挙げられます。今後においても各市町の地域資源を生かした取り組みを通じて、交流人口の増加など地域経済の活性化や産業振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 3要旨目になります。健康で生き生き暮らせる圏域づくり、これについてもまずは健康の増進、生涯学習、子育て支援等が考えられます。その中で、5市5町間のこういう圏域づくりにおける意思確認等における取り組みについてどのようになされているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 健康で生き生きと暮らせる圏域づくりについてでございますが、広域圏事業では広域観光事業や人材育成事業を主として実施してきており、一部教育文化振興事業として図書館連携事業や芸術文化交流事業には取り組んでいるものの、現状では直接的な健康増進や生涯学習、子育て支援に対する取り組みは行っておりません。

広域圏事業ではありませんが、定住自立圏共生ビジョンに基づく取り組みとして、中空知広域圏の自治体病院6病院に点在する患者の診療情報を情報通信技術を用いて共有する中空知地域連携ネットワークシステムそらねっとを平成28年度にスタートし、大変好評を得ているところでもございます。また、働くお母さんが安心して子育てができるよう市内の保育所では、新十津川町から病後児保育の受け入れを行っていることも挙げられるというふうに考えております。

今後も広域で取り組むことでより効果があらわれるような事項に関しては、協議事項として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 連携を保ちながらというのは言葉で言うのは簡単ですけども、なかなか難しい部分もあろうかなと。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を現在展開しておりますが、中心市としての事業計画を具体的に考えているものがあるのか。また、取り組み実施主体として取り組み内容と効果があらわれているものはどの分野に絞っているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針の中でも広域連携は重視する項目の一つと位置づけております。定住自立圏の事業といたしましては、昨年度に引き続きしごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業を実施することとしております。この事業は、中空知定住自立圏域の共通課題である雇用の機会があっても働き手が不足する雇用のミスマッチによる人材不足が深刻な状況になっていることと都市圏での中空知地域の知名度が低く、単独の市町での地域資源や魅力をもって人を呼び込むことが難しいことに加えて、進学や就職に伴う人口流出が続いていることに対する取り組みであり、具体的には昨年度に作成したPRムービーやウェブページ、企業冊子等を活用して、地元定着促進事業や都市部からのUIJターン事業などのプロモーションを行う予定であります。

定住自立圏の取り組みは、定住のために暮らしに必要な諸機能を総体として確保することが大前提となっておりますので、その目標達成のために必要なものは何かを協議を重ねながら進めてまいりたいというふうに考えております。したがって、現時点でどの分野に絞ってということではなく、現状と課題をしっかりと踏まえながら、共通課題の抽出を行い、できることから連携して事業推進に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 中心市の役目というのは、やはり指導的な立場で施策を進めることが重要かと思っています。現在38号線沿いの自治体とはいろんな協議をなされる。そこで、反面275の沿線の自治体とのそういう取り組み事項、農業関係も含めてそういう取り組みについてのもしお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、定住自立圏構想というのは砂川市と滝川市が中心市でございまして、滝川市だけが中心市というわけではございません。その中で、先ほど38号線沿線、そして275はどうなのかというお話がございましたが、それぞれの課題において、TPPの課題のときに出了たけれども、これはFTAみたいなもので、必要なものに対してお互いが必要ならば手を結ぼうということでございまして、自分たちがこれをやるからみんなそろってやろうというのが定住自立圏構想ではございませんので、そういう意味では38号線沿いのところと今つながっている部分がいろいろと実行している政策があるとすれば、それはお互いにメリットを感じて行っていると。そして、275号線についてというお話がございましたが、275号線についてまだそのような計画もなければ、そういうお話もいろいろと持ちかけてはいるのですけれども、なかなかそういう話がつながってこないということとなっている状況でございます。ですから、その辺の定住自立圏ということについて、根本の考え方でぜひともご理解をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 地方創生まち・ひと・しごとの関係でいえば、産学官連携が大変重要と認識しております。事業の推進を図る上で、中心市として経済効果とやられる事業の相乗効果についての把握と考え方はどのように捉えているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 中空知定住自立圏共生ビジョンでは、施策や事業の継続的な改善のために毎年度取り組みの成果を把握、検証した上で次年度に反映させるPDCAサイクルを構築してまいりました。昨年度には、圏域の生活機能の強化を図るため消防相互応援体制の連携と強化を追加し、広域的な取り組みをより一層推進するための変更を行ったことも協議結果の一つであるというふうに考えております。

ご質問の中にありました定住自立圏の推進による経済効果と相乗効果についての把握は、なかなかこれは難しく困難と言わざるを得ませんが、定住自立圏を構成するそれぞれの市町が相互に役割分担をし、連携協力することにより定住のための暮らしに必要なさまざまな機能を総体として確保し、圏域全体で魅力あふれる地域を形成していくと、いわゆる自治体間連携の取り組みが相乗効果を生み、この圏域の経済活性化につながっていくものというふうに考えております。

以上です。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 中心市という立場でまちづくり、圏域づくりを進められているのですが、その2年、3年の評価で全てがという部分ではなく、やはり長期的な部分の圏域づくりというのが求められていくものだと思っています。簡単に2年、3年で評価されるものというのはなかなか難しいと思うのですが、その辺は中長期的な部分の考え方もぜひお持ちで仕事に当たってもらいたいなと思っています。

◎3、福祉行政

1、生活困窮者の対応について

2、介護保険事業計画について

次、3件目に入りたいと思います。福祉行政、生活困窮者の対応について。生活保護受給世帯の非稼働世帯、高齢世帯における生活保護費の過去3年間の推移と増減、またその要因についてお伺いしたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 過去3年におきます類型別の世帯数の推移につきましては、65歳以上の方のみで構成される高齢世帯の割合が微増傾向にあります。生活保護費においては、世帯類型ごとの統計はございませんが、高齢世帯は平成26年度に被保護世帯全体の50パーセントを超え、平成28年度では約55パーセントに達しております。この要因につきましては、やはり高齢化の影響に伴うものと推定しております。

また、生活保護費は年間約１３億円でございますが、その６５パーセントを医療扶助が占めておりまして、ほとんどの高齢世帯につきましては医療扶助を行っている状況であります。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 そこで、生活に困るようになった理由や経緯にかかわらず、保護が受けられると憲法でも保障しておりますが、次の３点についてお伺いしたいと思います。

まず、申請における手続及び準備するものは何が必要なのか。また、受給されるようになったら義務、権利というものはどのようなになるのか。３番目に、生活が困窮し、申請したが、審査で却下となった場合の措置はどのようなになるのかについて３点お伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護の申請の意思が示された場合、申請書や収入申告書等の提出を求めています。その際必ず必要であるというわけではございませんが、その後の要否の審査や保護の程度の決定に当たりましては、収入申告書等の挙証書類の提出を求めています。

生活保護を受給される方の権利と義務につきましては、生活保護法第５６条から第６２条に規定されており、不利益変更の禁止、公課禁止、差し押さえ禁止の３つの権利、義務につきましては譲渡禁止、生活上の義務、届け出の義務、指示等に従う義務の４つが規定されております。

生活保護の申請をいただいた後、却下となった場合につきましては、行政が行う特別な措置というものはございません。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 ３番目の特別な措置はないというご答弁いただいたのですけれども、実際に生活が困窮しているという現実を調査するわけです。そういう中において所得云々もあると思いますけれども、審査したという部分での却下に至る理由というのは、その申請者に報告はされるのですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 却下となった場合につきましては、福祉事務所長名での却下通知書、その説明は必ず行います。また、却下となったということは、イコールその方が困窮と感じていらっしゃる程度と生活保護法の要否、それは合致しなかったということになると思います。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 ２項目め、介護保険事業計画についてお伺いいたします。まず最初に、３年計画の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状と保険収支は健全に推移しているのか。また、介護認定者数の増加の状況は、国の介護保険制度の改正による自己給付負担増加となる被保険者の数を把握されているのかについてお伺いいたします。昨日若干堀議員も触れたと思いますけれども、よろしくお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 第６期計画の進捗状況につきましては、計画最終年度である平成２９年度今年度が残っておりますことから、生活支援サービスの体制整備などこれから深めていくこととなる事業も一部ございますが、総合事業への早期移行や介護支援ボランティアポイント制度の導入など、おむね計画に記載している事業は実施している状況であります。また、収支につきましては、３月

に補正予算を可決いただきましたが、今後の備えとして基金に9,000万円を積み立てたところであり、健全に推移していると判断しております。

介護認定者数は、計画においては平成28年度末2,368人と見込んでおりましたが、実績では2,473人と増加しております。

介護保険制度改正により介護サービス利用料の自己負担が3割となる被保険者数は、約1.5パーセント、40人弱程度と現状では見込んでおります。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 基金を補正で積み立てております。そういう中で、部長は健全に推移するというふうに断言されておりますけれども、実際に被保険者数が100名ほどふえている現状で、今言った答弁というのは大丈夫だと理解してよろしいでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護認定者数は、確かに100名以上見込みよりふえておりますが、ただその内訳を見ますと、認定は受けたけれども、介護サービスをまだ利用していない方の数もふえております。したがって、介護給付費についてはそれほど認定者数に応じての伸びは示していない。そのために基金への積み立てが可能になったと判断しております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 2要旨目に入ります。市内の介護施設の需要と供給の現状はいかがか。いかがかというのは、どのようになっているかと。また、高齢者を対象とした介護施設の認可にかかわる計画に対して今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現在の第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に際しましては、市内事業者を対象に実施した調査の結果、特定施設入居者生活介護と認知症グループホームの2つのサービスが特に不足が見込まれる状況でありました。そのため第6期計画におきまして、認知症グループホームについては公募により東町に新たな施設の整備を促進し、特定施設入居者生活介護については緑寿園の改築移転整備にあわせ、サービス開始を見込んでおります。一定程度状況の改善が図られていると判断しております。

また、施設整備計画の今後の見通しということでございますが、平成30年度からの第7期計画、今年度において策定をすることとしております。今後実施するサービス利用見込み量の推計、事業者調査の結果、施設整備等に対する介護保険料の上昇見込みなど総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 介護認定者数もふえていく中、大変な計画づくりになるかなと思いますが、利用される方のぜひ滝川でという部分のそういう施設づくりという部分もあわせて計画づくりの中に取り入れていただきたいと思います。

次に、在宅介護を主体とした地域包括支援センターについてお伺いしたいと。本年度の予算において人材配置や実践的な事業展開を図る上で、どのような強化すべき優先的事項があるのかお伺い

したいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今年度地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置しました。地域包括ケアシステムの構築、この実現のため生活支援体制整備事業の強化に現在取り組んでおります。また、昨年11月、地域支え合い体制づくりを考える研究会を立ち上げ、地域での助け合い、支え合いを構築できるよう現在各地域の情報収集を行っております。住民主体の多様なサービスが創出されるためには時間がかかると思われませんが、さまざまな機関や地域の方とネットワークを構築し、住みなれた地域で生活が続けられるよう仕組みづくりを行っていきたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 地域包括支援センターは、大変重要な職場だと認識しております。ぜひ助け合い、支え合いという部分を強調しながら、利用者に満足のいくサービスを提供されればと思います。

◎4、教育行政

1、小・中学校の給食費について

2、滝川西高校について

次に、4件目になります。教育行政、1項目めは小・中学校の給食費についてであります。以前私も給食費の公会計について質問させていただきましたが、給食費の徴収業務での取り組みにおける効果と給食費滞納世帯への所管部署、それと学校との連携はどのようになされているのか。また、滞納世帯に対しての具体的な取り組みはなされているのか。保護者への対応と児童生徒への配慮など、課題の認識というのはどのように考えているのかについてお伺いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 学校給食費ですけれども、平成27年度から市の一般会計のほうに取り込みまして、公会計として運用を開始してきております。学校給食費の公会計移行に伴いまして、これまで徴収事務に携わっておられました各小中学校の教職員及びPTA役員の皆様は、この負担の軽減が図られたということ、また市が一括して徴収管理を行いますので、学校間でのばらつきない、いわゆる公平な徴収が実施できているというふうに考えております。所管部署は、教育委員会の学校運営課というところが所管部署ということになります。

給食費の滞納者への対応でございますけれども、電話催告ですとか訪問徴収、催告書等の送付によりまして納付を促しているほか、保護者からの申し出によりまして、児童手当からの直接納付、こういったことで滞納額の減少を図っているというところでございます。電話催告等の連絡に対しても反応が全くないですとか、また納付約束が不履行だというような保護者につきましては、法的措置を含めてこれからも厳正に対処していきたいというふうに考えております。

徴収業務の取り組みによりまして未納額、また未納率ともに年々減少している状況でございます。経済的な理由によりまして納付が困難な保護者につきましては、就学援助制度の案内ですとか納付相談、こういったことを実施することで今後においてもきめ細やかに対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 公会計導入そのものが今答弁あった目的であったかなと思っています。いろんな事情があつて滞納をされるのかなと思いますけれども、就学援助、いろんな支援があるという、そういうことを保護者というか、そういう世帯にも周知するということが重要ではないかなと思います。ぜひその部分の取り組みをやっていただきたいと思います。

次に、滝川西高について質問させていただきます。施設の老朽化によります現時点での大型補修箇所の予定というものがありませんでしたら、どこの部分なのかお伺いします。また、整備関係、電気、水道等、簡易な修繕はなされているのか。また、教材、教具等の整備はどのような計画を立てているのか。全体としての要望の把握はどのようにされているのか。また、予算的措置への対応はできているのかについてお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 西高の関係でございますけれども、まず西高の施設です。建築後27年から39年が経過しているということでございます。これまでも経年に伴います修繕は随時行ってきております。このところ行った工事としましては、屋上防水ですとか給湯設備の改修工事、受水槽の内面塗装工事、あるいは体育館の非構造部材の耐震補強というようなことを行ってきているところでもございます。

また、教材、教具でございますけれども、これらにつきましては毎年教職員からの要望ということとを踏まえまして、必要に応じて随時ということにはなりますけれども、全て満足ということではないのかもしれませんが、事業で必要なパソコンですとかミシンですとかの定期的な更新、あるいは芝刈り機の導入だとか、そんなことも今までは実施してきております。

大型補修箇所の予定ということで、何をもって大型かというところはあるのですが、経年劣化という部分での随時の補修、安全、安心という部分は緊急的に行わなければならないものは随時ということになりますけれども、今のところ大型という意味でのこれを予定しますというところは特に上げておりません。

今後におきましても施設改修ですとか教材、教具については、教職員の要望などを踏まえながら、生徒が安心して学校生活が送れるよう緊急性のあるものを優先してと。予算協議については、これもまた随時というようなことで考えております。

○渡邊議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 会派みどりの山口です。

◎1、教育行政

1、中学校のフッ素洗口実施について

それでは、教育行政、中学校のフッ素洗口実施についてお伺いいたします。滝川市の幼稚園、保育所、小学校でのフッ素洗口実施は、滝川市子供の歯を守る会並びに滝川歯科医師会の指導、協力

があり、その歴史は古く、北海道内でも常にこの事業の先頭を走ってまいりました。中空知管内の自治体でも北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例が制定されてから着実にふえ、現在では中学校までその実施が拡大をされております。近隣の市においても芦別市、赤平市は既に実施をしており、砂川市も今年度から実施をしております。滝川市教育委員会は、子供の歯を守る会から中学校での実施要請を 2 度受けているのに、なぜ実施をしないのかお伺いいたします。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 平成 29 年 2 月 15 日に開催されました歯科保健事業打ち合わせ会議、この場におきまして歯科医師会から中学校への拡大に向けて教育委員会として積極的に取り組むべきというご意見をいただいているところでございます。フッ化物洗口は、平成 24 年度より市内の全小学校を対象に保護者の希望に基づき実施しております。実施率は、現在 79.8 パーセントということになっております。

中学校での実施についてですけれども、小学校での実施率が 80 パーセント台を達成しまして、平成 24 年度から実施している 1 年生が 6 年生になります平成 29 年度に虫歯の抑制効果、これらを検証した上で実施に向けた検討をするということとしておりました。29 年の 1 月末で先ほど申し上げました率は 79.8 ということで、おおむね 80 パーセントであると。それから、虫歯の生徒の割合ですけれども、フッ化物洗口実施者が 13.1 パーセントと未実施者が 15.7 パーセントということから、フッ化物洗口を行うことで虫歯の予防効果が高まるというふうに考えております。

中学校への実施拡大につきましては、学校現場ですとか関係機関にフッ化物洗口の安全性と予防効果、これをご理解いただきながら、手法ですとか、財政負担が生じますので、この辺の問題をクリアしなければならないというふうに考えておりますけれども、実施に向けて取り組み、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。それでは、通告順に従いまして、一般質問を行います。

◎ 1、滝川市女性活躍推進センター

1、（仮称）滝川市女性活躍推進センターについて

まず、1 件目、滝川市女性活躍推進センターについてですが、（仮称）滝川市女性活躍推進センターについてこの実現可能性調査報告が 3 月末にまとめられ、この間総務文教常任委員会でも説明をされました。この実現可能報告書についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、1 点目、託児機能についてですが、この計画で書かれていることには多くの疑問があります。まず、託児機能つきシェアオフィスやカフェなどを希望し、利用する需要、つまりアンケートの結果ではございません。需要について伺います。

2 点目、託児機能つきに大変こだわりがあるようですが、滝川市は保育所など既存の託児機能の

充実に多額の予算と労力を費やし整備しており、さらなる改善が必要な状況です。このようなときに起業やシェアオフィス専用の託児機能を自治体が整備しているような事例は、首都圏や政令指定都市などではあるのかもしれませんが、昨日の三上議員へのご答弁で文京区の事例が出されましたが、全国に事例があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、1点目の託児機能つきシェアオフィスや託児機能つきワーキングカフェなどの利用者需要についてでございますが、20代から40代の女性を対象としたアンケート調査結果では、ぜひ利用したいと回答したのが32.4パーセントで、特に現在就労していない30代後半の育児中心層では63.2パーセントとなっているところでございます。また、母子家庭に限定した分析では、ぜひ利用したいと回答したのは37.2パーセントでございました。

2点目の起業やシェアオフィス専用の託児機能について全国での事例があるのかどうかというご質問ですが、報告書で想定しております託児機能つきシェアオフィスや託児機能つきワーキングカフェは、あくまでも民間事業者による運営ですので、自治体みずからがシェアオフィスなどの託児機能を担うものではありませんし、自治体が担う全国の事例は把握しておりません。民間事業者による事業所の事例につきましては、関東圏を初め関西圏、九州など各地に見られているというふうに把握をしております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 2点お伺いいたしますが、現在の保育所、また幼稚園、そしてファミリーサポート事業、ここでは就労されていない方ですから幼稚園が対象、あるいはファミリーサポートが対象になると思うのですが、この託児機能つきの希望者が3割から4割というふうに言われますが、滝川市としてこれは本当に必要なのだという理由についてお伺いいたします。

2点目は、確認ですが、自治体が行うべきものではないということですから、今回の計画では民間が、要するに相手がいないと成立しないというご答弁もきのうされております。これについて結局今の計画は、仮に民間がそれを実施するときでも、滝川市は委託費などそういう経費は支出は一切見ないということで確認をしてよろしいでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、2点目の委託費につきましては、この部分については先ほど答弁させていただいたように民間が、事業者が行うという部分でございますので、ここに対して行政の委託費等がかかるというふうには現時点では考えておりません。

ただ、1点目の滝川市としてその需要があるのか、ないのかという部分でのご質問だと思いますが、この女性活躍推進センター、仮称ではございますが、こういった機能を進めていく中で、先ほど申し上げましたとおり、20代から40代の方を対象としたアンケート調査をもとに、ぜひこういうものがあれば利用したいというアンケート結果が出ているということを考えれば、滝川市内の方を対象としたアンケートということで考えれば、需要はある程度あるのではないかなというふうに思っています。ただ、先ほど議員がおっしゃられたとおり、既に保育所、あるいは市内のいろん

な施設機能を持って事業を進めておりますので、こういった既存の事業についても今後さらに推進を図っていくというのがまず基本だというふうには考えておりますが、ただ一方でアンケートを行った結果としては、こういった結果が出ているということは率直に我々としては理解しておかなければいけないだろうというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、建物についてです。この計画書では、機器ではなく施設のリース、こういう予算の使い方はかつて例がありません。基本的な説明を求めます。

また、全国でテナントビルが撤退する中で、テナントビルを選択肢としています。リース元の民間事業者次第では公共施設が運営できないなど、たきかわホールの二の舞になるのではないのでしょうか。また、美容室や児童遊園をテナントビルに入れることは、空き店舗対策や商店街に影響がないのか。また、床賃貸料は坪単価幾らで計画しているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、冒頭あくまでもこれは調査結果に基づいて、こういう方法があるという前提の調査ということをご理解をいただいた上で答弁をさせていただきますが、1点目のご質問ですが、リース方式は民間事業者が施設を建設し、滝川市はその一部を施設として利用するもので、市が民間事業者に賃料を支払い、施設に入居する商業者やサービス提供者もそれぞれ民間事業者に賃料を支払うことを想定しております。共用部分294平米を含む床面積1,470平米のうち、市占有床294平米の負担を賃料として20年間にわたって民間事業者に支払う仮定の試算であり、市有地に定期借地権を設定し、民間事業者と賃貸契約を結ぶことを想定しているものでございます。

2点目のご質問ですが、リース方式の試算では民間テナントの入居を想定しており、撤退などの基本的なリスクは建設事業者が負うことを前提としております。仮に同方式で実施する場合には、20年間の賃貸契約で安定的に行政床を使用できるよう細部の詰めは必要になってくるのではないかとこのふうには想定してございます。

3点目のご質問ですが、立地場所や入居テナントの業種によっては、商店街等の店舗と競合する可能性は皆無ではないというふうには思いますが、市民アンケートにおいて乳幼児を持つ母親が美容室や歯科医院などに通えないといった意見や女性活躍推進センターに設置すると利用頻度が高まると考えられる機能についての回答を踏まえ、テナントを想定したところであり、必ずしも商店街等に悪影響を及ぼすものではないというふうには考えております。

4点目のご質問ですが、土地代を差し引いた滝川市の20年間のリース料は2億9,553万円、1年当たりで1,477万円となり、専有面積で割りますと坪当たり年額16万5,000円、月額で1万3,800円という試算になるわけですが、この試算におきましては施設整備相当サービス対価のほか、20年間の修繕維持管理相当サービス対価なども含まれているということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、従来の計画との整合性ですが、本市で新しい機能を持つ施設の計画は20年以上ありません。また、公共施設マネジメント方針の6つの条件との関係は整理されているのか伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 滝川市公共施設マネジメント方針では6つの方針を示しておりますが、女性活躍推進センター（仮称）を新たな施設として建設する場合には、これらの方針と整合するのかどうかという観点でのご質問と受けて今答弁をさせていただきますが、6つの方針のうち方針2では新たに公共施設を取得する際は公共施設の複合化、集約化を行うことを基本とし、新たに取得する公共施設の床面積を超える規模の既存公共施設の床面積を削減するとしております。センター内に配置する行政機能がこれまでにない新たな機能である場合には集約化には該当しないと思いますが、複合的な機能配置とするとともに、少なくとも公共施設面積の総量をふやさないう一部公共施設の床面積削減とあわせて実施するということが考えられます。

また、方針4にあります公共施設の維持管理及び運営については、PPP、官民連携を基本とした効率的で経済的な維持管理を行うこととするという部分につきましても実現可能調査報告書ではPFI方式やリース方式による官民連携による試算としていることから、マネジメント方針には整合しているものというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を目指す子育て世代包括支援センターの設置計画を作成中ですが、今回の施設計画とあわせた計画づくりとなっていると考えます。新施設を前提とした計画づくりなのか、また選択肢とした計画なのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 調査報告書におきましては、結婚、出産、子育てを総合的に支援する観点から、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行うワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターが必要な機能として整理されております。あわせて子育て世代包括支援センターは、児童福祉法の改正により設置することとされたものであり、滝川市におきましては30年度の設置に向けて今年度検討を進めているところでございます。子育て世代包括支援センターは、施設ではなく母子保健事業と子育て支援事業を連携して進めるための機関と位置づけているもので、現状においては既存施設内への設置を前提とした検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 現状ではというふうに何か限定をされたようですが、現状ではそうだけれども、将来的に女性活躍推進センターの中に入居するということを想定はしているのでしょうか。想定の中にあるのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現時点では想定しておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 何かよくわからなくなってきたのですが、最後にそうはいつでも計画の内容はもう既に地元紙で報道されておりまして、市民それぞれが受けとめております。また、この計画は、市長の２期目の公約でもあります。子育て世代包括支援センター設置計画を待つのではなくと私は書きましたけれども、これは関係ないということですから、これは全く別です。ここは削除してください。子育て世代包括支援センター設置計画を待つのではなくという、ここを削除してください。新施設計画づくりを進めていることについて検討経過と計画を広く報道された今こそ市民に説明する必要があるのではないのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの清水議員のご質問でございますけれども、これはあくまでも実現可能性調査でございます。これは、市民のニーズを把握するとともに、公共施設マネジメント方針に基づいて実現可能な方策を探ろうと、官民連携の手法などを検討しようというところをスタートした段階であるというふうに認識していただきたいと思います。現時点におきましては、必要と考える機能の整理、民間活力によります施設建設、あるいはエリアマネジメントの方法論を含め、その可能性の調査を行ったところであって、新施設の建設計画を作成した状況ではないということをしっかりと認識していただきたいと思います。

そして、この報告書につきましては、所管の総務文教常任委員会でお話をし、ホームページにも載せております。市民の皆さんに報道で知れ渡ったというのは、確かにそうであろうかと思います。しかしながら、私は２期目の公約だからといって拙速に進めたいということはどこでも申し上げておりません。あくまでも市民ニーズを把握した上で考えさせていただきたいというふうに考えております。

前定例会においても清水議員のご質問の中にはどうも私がハード重視をしているのではないかとというふうに捉えているのではないかとご質問の端々から感じるころがございます。もしそうでなければおわび申し上げますが、どうも私はそれを感じます。後ほど起債償還のお話もご質問に出るというふうに出ておりますけれども、起債残高１１０億円のうちハード部門、いわゆる箱物の起債が残っているのを調べてみますと、ほとんどが第三小学校、開西中学校、ナイスケアすずかけ、この庁舎、それが箱物の起債で残っているものでございます。第三小学校、開西中学校に当たっては、私が市長になる以前に決定されたものでございます。私が市長になってからは、公共施設マネジメント計画を作成させていただき、市民の皆様にご迷惑をおかけしましたが、福祉センターをなくしました。それによって維持管理費を抑えるための努力をしているわけでございます。

現在財政健全化は厳しい状況でございます。この健全化をつくらなければいけない要因の一つ、さまざまな要因がありますが、そのうちの 하나가施設の維持管理の膨大な費用が私たちの足かせとなっているわけでございます。その中において、私が何十年後かにそのような負担を残そうというふうに考えているのかと。箱物を重視しているのかというふうに思われるのは非常に私は残念な思いでございます。ぜひともこれらにつきましては、市議会や市民の皆様にご理解いただけるようによくご意見を聞きながら、拙速になることなく、この女性活躍推進センターを進めてまいり

たい。ただ、私は市民ニーズは高いと思っております。既存の施設に入居ということもありますけれども、それが果たしてそれから投資する金額に見合うものになるのか。もしも新しいものが必要ならば、それを民間の活力を活用しながら考えていくという考えを持っておりますことをぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 本当に市民の皆さんに大変よくわかる市長のご答弁だったというふうに思います。私も全く施設を新しく建てるなという立場ではないということは、これから進める質問を全体をご理解いただければ感じていただけるのかと思います。

◎ 2、市立病院経営

1、市立病院経営計画と達成可能性について

次に移ります。市立病院経営ですが、まず市立病院経営計画、これも3月に立てられましたが、達成可能性について伺いますが、2016年から2020年度の計画が策定されましたが、経営改善の基本方針ということです。総務省のガイドラインに基づいたものですが、実現性に懸念もあります。最大のものは、さまざまな改善を行った上で一時借入金を現状の約6億円を2020年度にはゼロにする、なるというものです。本計画書35ページには、収支計画作成の考え方として2020年度までに黒字化する、そして実効性ある計画と書かれておりますが、私が見るところ現状維持すら困難な計画だなというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 清水議員がおっしゃられたように、本計画は計画期間の平成32年度までに借入金を完済するという計画になっております。正直これにつきましては、とても高い目標設定でございます。そこを目標に最大限努めていくという考え方を持っております。

また、計画策定に当たりましては、患者数ですとか患者1人当たりの収益などをどうすればふやせるかといったことを検討いたしまして積み上げ、作成したものでございます。ですから、決しておっしゃるように困難ということではなく、難しいですけれども、計画達成はできるのではないかなというふうには考えているところでございます。

また、本計画では、平成30年度から借入金を減らしていく計画であり、まず借入金をこれ以上ふやさずに少しずつでも返済できる状態にすることを当面の目標として励んでいるところですので、ご理解をお願い申し上げます。

また、現状維持すら困難とお言葉もありましたが、そうならないように本計画を策定し、経営改善に向けさまざまな取り組みを実施していくというものでございます。実際に入院患者数も平成26年度水準には至っておりませんが、今年度につきましては増加傾向にございます。回復の兆しが見えております。昨年3月に開設した地域包括ケア病棟は、患者ニーズもございます。昨日の答弁でもお答えしましたが、体制を強化していくことでまだ伸びる余地があるというふうにも考えております。いわば本計画は経営改善に向けて最大限取り組んでいくという決意表明であります。職

員もそれに向けて精いっぱい頑張ろうとしております。そういうことをご理解いただいて、ご支援のほどよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の質問については、26年度決算見込みは計画に対してどうだったかということで聞く予定でしたが、昨日の木下議員、本間議員へのご答弁で説明をされましたので、これは削除いたします。

次に、一般会計からの繰り出しについて詳しい分析がこの計画書ではされております。全国の公営企業法適用病院のうち、787病院というのが一つの数字なのですが、医業収支が黒字なのはわずかに7.5パーセント、59病院です。一方、一般会計から繰り出しで、そのうちの43.6パーセントの病院が経常収支で黒字となっていることを示しています。一方、本市の一般会計からの繰り出しが不十分なこともあわせて指摘をしております。この繰り出し基準は、本市立病院は約12億円です。実際の繰り出し額は8億円弱です。4割、5億円弱の繰り出し不足となっておりますが、この繰り出し不足の解消は地方自治体の責任と考え、今後これをふやしていく準備が必要ではないでしょうか。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 最初に、一般会計繰出金について若干説明させていただきます。

地方公営企業は、独立採算制が原則とされておりますが、採算をとることが困難な場合でも地域住民に対する医療体制を確保しなければならないという自治体病院の役割を考慮し、総務副大臣通知において一般会計に応分の負担を求めているものでございます。当市の状況につきましては、これまで病院の経営が良好だったこともございまして、総務副大臣通知に準じながらも一般会計の財政状況を勘案し、交付税算定額を基本として、双方の協議により一般会計繰出金の額を決定してきているところでございます。

自治体病院経営が非常に厳しくなっている今日、総務省の繰り出し基準を下回っている道内市立病院は、当院を含めごく少数となっており、中には繰り出し基準を大きく上回り支援を受けている病院もございます。今回策定しました経営計画は、一般会計の財政状況が引き続き厳しい状況に置かれていることから、一般会計繰出金は現行水準としているものであり、医療の質を上げながら収益をふやしていくことを経営改善の柱としていますが、当院を取り巻く状況や経営計画の進捗状況なども加味しながら、引き続き一般会計と協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この繰り出しについて、先ほど経常収支100パーセント、つまり経常収支の差がゼロだというのが43.6パーセント、787病院のうち。これに達するためには4億3,700万円、26年度実績で計算するとそうなります。一方、全国平均までやるよということだと2.8億円です。私は、市立病院が職員一丸となってこの収支を改善していく努力、これは一生懸命やっていただきたい。必ずこういった計画の方向で進めていただきたいことは当然そう思います。し

かし、全国の公立病院の環境、これは大変厳しいものがあって、近年では留萌、深川、医師あるいは科が丸ごとなくなると。こういう中で、5億円、10億円単位の赤字を出している中で市立病院は頑張っているわけです。ですから、私は、この質問で準備をする時期に来ているのではないかというふうに考えています。この問題について市長部局、副市長のご答弁を求めます。

○議長 長 副市長。

○副市長 ご指名でございますので、ご答弁させていただきます。

市立病院の一般会計の繰り出しでございますけれども、先ほど病院事務部長もご答弁のとおり、これまで市と市立病院が双方協議して、状況判断した中で毎年予算協議で決めている状況でございます。清水議員もご存じのとおりだと思いますけれども、市立病院ですけれども、そのような議員さんがおっしゃる繰出金が少ないという状況の中でも今まで黒字化してきた自治体病院としてはすばらしい優良な病院だというふうに考えてございます。たまたま平成27年度に収支で、いろんな状況あります。患者さんが減ったとかさまざまな状況はございますけれども、約5億円の収支不足が生じたと。先ほどおっしゃっていた今現在お医者さん、看護師さん、診療スタッフ、あと事務スタッフ、みんなでその収支不足を補うということで一生懸命頑張っているところでございます。その努力をされている中で、先ほどのご質問の中で現状維持すら困難だというお言葉はいかがかなと思います。その中ででもその努力目標として経営計画を策定されて、平成30年度には単年度収支を黒字にするということでございますので、計画において市の財政事情、病院の経営状況もいろいろあります。その中で、一般会計の繰入金を現状水準の8億円程度ということで、そう協議の中で決めたものでございます。昨日から木下議員からも本間議員からもいろいろご質問ありました。取り組み状況や進捗状況について病院頑張れというようなご質問もいただいておりますことから、まずこの計画については進捗状況等々を市と病院でつくっています滝川市立病院連携推進会議の中で十分確認しながら協議していききたいと思いますので、ご質問にある繰出金についてもその中で十分協議した中で決めていきたいと思ひますし、予算協議の中で決めていきたいというふうに考えておりますので、清水議員にもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 全国の公立病院787のうち、医業収支が黒字なのはわずか7.5パーセント、つまり赤字で当たり前なのです。92.5パーセントが赤字なのです。だから、市立病院がどんなに頑張っても残念ながら日本の地方の公立病院が抱えている状況、これは大変厳しいものがあると。問題は、28年度決算が出ましたが、資金不足は4億9,100万円から6億1,300万円に1億2,200万円ふえています。この数字が徐々にこうやってふえていって、今会計間の資金のやりくりをしておりますが、これが一定程度になった場合はやはり不健全だというふうに思ひます。一定程度いったら、これについては一般会計からの繰り出しでまず資金不足を解消するとか、そういういったことについてのお考えを副市長に伺ひます。

○議長 長 副市長。

○副市長 先ほど何遍も私は言葉の中で双方協議の上、決定させていただくということですから、

今出すとか出さないではなくて、その状況を双方協議して理解した上で決定されるものだというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これまでより増して協議を進めていただきたいというふうに思います。

◎3、公共交通機関

1、J R問題について

次に、公共交通機関、J R問題についてお伺いいたします。北海道が設置した鉄道ネットワークワーキングチームは、J R北海道が平成28年11月18日に発表した事業範囲の見直しに全道的な観点から将来を見据えた鉄道網のあり方などについて検討する趣旨で設置されました。報告書では、基本姿勢として4点を挙げ、線区の見直しや地域の協力、支援だけでは経営再生の実現は難しく、国による抜本的な支援が不可欠であるとも指摘しています。しかし、国は抜本的支援の検討に入っておりません。このような中で、廃止、見直しの議論は道内のどの線区といえども進めるべきではなく、道内自治体が一致団結して取り組むべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員ご指摘のとおり、本年2月に鉄道ネットワークワーキングチームがまとめた報告書には、J Rの持続可能な経営構造の確立に向け、線区の見直しや地域の協力、支援だけでは経営再生の実現が難しく、国による抜本的な支援が不可欠であるというふうに書かれております。

本年度に入り、北海道市長会では春季定期総会においてJ R北海道の安定的な経営に向けた支援に関する決議がなされ、全国市長会議に議案として提出したのを初め、北海道町村会においても中央実行運動として自民党幹事長や道内選出国會議員に対し国が抜本的な支援策を講じるよう要望を行いました。また、空知管内24市町で構成される空知地方総合開発期成会においても、同様の趣旨で要請活動を行う予定となっております。

このように全道的見地から取り組みを進める一方、ワーキングチームの報告書では市町村の役割として地域における鉄道の役割と必要性についての議論と線区特性に応じた鉄道網を持続的に維持していく方策の実施が求められています。これらを踏まえ、J Rと国、道、構成市町村が路線について丁寧な議論、検討を重ねることも大事と考えており、さきの渡邊議員の質問で答弁させていただいたように、事務レベル検討会議での検討を進めてまいりたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私がここで道内自治体が一致団結してということを書いたのはどういうことかという、13路線のうち既に夕張は廃止を了承したと。4路線がバス転換ということでもう既に協議はしたくないのだけれども、具体的に示されているわけです。こういったところを置き去りにしてはならないということで、この空知にも留萌深川線、そして札沼線、新十津川と当別の間、こういったところを先にこうやって具体的な協議に入っていること自体が私は今回の解決を道民側にとって

はマイナスに働いているというふうに思います。そこで、札沼線や留萌深川線、留萌線ですか、この関係自治体と協力の度合いを強めるということについて伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 具体的に今札沼線、留萌線というお話もございましたが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、全道的、あるいは空知総合開発期成会というのは空知管内全ての市町が含まれておりますので、こういった組織の中で統一的な意思決定を行い、そして国に対して要請していくということはやはり必要なのではないかということで、個別ということについては要望はそれぞれ行っておりませんが、国あるいは空知、こういった一つのエリアできちっと要望していく必要があるというふうに考えております。

ただ、一方で利用促進という面におけば、これはそれぞれの線区あるいは自治体でどう利用、活用していくのかという地域づくり、あるいは観光づくりという面もありますので、こういった部分と両面をにらみ合わせながら進めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題については、やはり国、そして政党の役割が、責任が問われるというふうに思います。日本共産党は、7月の3日、深川で島根大学の名誉教授、JR西日本の三江線、これは廃止が決まったのですけれども、日本海と瀬戸内を縦に結ぶ線が廃止になります。この経過をまとめた本を書かれている保母武彦氏を講師としてJR問題学習会を行います。こういうようなことを地域、道民が力を合わせてやっていく必要があるというふうに思います。

そこで、国に何を求めていくのかということでお伺いをいたしますが、北大の小磯特任教授は、世論調査結果への意見として国鉄の分割に否定的な人が半数近くいる。分割という政策判断の意味を北海道の側から検証することが必要と述べ、今回は鉄道施設を道や自治体が保有する上下分離方式も示されており、政治家には国の施策として問題に向き合ってほしい。道に期待したいのは、議論の場づくり、経済界の民の力も結集し、北海道の鉄道のあり方を考えていければと思いますと述べています。小磯教授は、国政政党の役割をこの中で強く指摘をしております。こういった意見は重要と考えますが、ここでは市として国に対して何を求めていくのか伺いますが、既に要望をされておりますが、これをさらに今後強めていくというふうにも思いますが、どういう方向でどういうふうにこれを求めていくのかということでお伺いをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 今後市といたしまして国に対して何を求めていくかというご質問でございます。平成29年の市議会第1回定例会におきます会派清新の代表質問をいただきました。JR北海道の事業見直しについては、目まぐるしく状況が変化しており、今後の国の動向に注視しつつ、機会を捉えて協議会として国による抜本的な支援を求めるなど、要請活動を行ってまいりたいとお答えをさせていただきました。本定例会初日の口頭報告で申し上げましたように、5月31日から6月1日にかけて、根室本線対策協議会といたしまして北海道選出国會議員全員と石井国土交通大臣に対し、根室本線の維持、存続に向けた要請を行ったわけでございます。要望書では、拙速な路線の見直し

は、住民生活や観光産業など本道経済に大きな影響を及ぼすといまして、本協議会と北海道、ＪＲ北海道が行う協議への積極的な関与、ＪＲ北海道への支援措置の継続、老朽化した鉄道施設の保全、更新への支援、ＪＲ北海道の増収策への支援などを求めてまいりました。費用負担の一例であります上下分離方式は、国道と同様に国が国民の足を守るという考えのもと、柔軟な発想によって鉄道の維持、存続に向けたスキームを検討していただけないかというふうに考えております。例えば下をＪＲと国が共同で管理し、上を自治体が持って委託して走らせる、そういうことをすれば地域の実情に合った運行が可能と思えるからであります。こういったことも機会を捉えてお伝えをし、お願いをしてきたところでもございます。

いずれにいたしましても、沿線自治体の長の一人として、本道の鉄道網が直面している厳しい現実を受けとめながら、自分たちでできることはやるということを基本にさまざまな知恵とアイデアを出し合い、地域の実情に応じた実効性のある方策を導き出していく決意でありますし、国に対しましても今までと同様ではなくて、新しい発想のもとで抜本的な支援をしていただきたいということを求めてまいりたいと思います。近々また北海道市長会が開催されまして、それで沿線自治体全体での話し合いもなされることになっておりまして、そのような市長会を通じて、また個々の要請を強めてお願いをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 具体的な答弁がされましたので、確認をしたいと思います。

上下分離方式については、現在根室線の協議会の中に運輸局が入って協議をして、１０月ごろの首長会議に向けての検討を進めているということなのですが、上下分離方式についてはそこでも検討されているのでしょうか。どこで今市長がご答弁されたような上下分離方式の内容について議論がされているのか伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、根室本線対策協議会、いろいろ協議をしておりますけれども、ＪＲ、また運輸局も入っておりますけれども、協議をしておりません。協議の前の話し合いを今しているというのが認識でございます。ですから、上下分離方式につきましても細かく説明をいただいたことはございません。提案の中で上下分離方式とあったものですから、私どもといたしましてはそうすると下を私どもが持って、上がＪＲという従来どおりの本州で行っている上下分離方式だというふうに捉えておりますので、まだどのような提案になるかは聞いておりませんが、多分そうなるだろうという考え方のもと、それでは無理ですと、とても沿線自治体で下を持つことはできませんという考えを持っております。そのようなことに対して、運輸局側並びにＪＲ北海道からも具体的な説明はまだ行われていない段階でございまして、今現状は運行の実態ですとか利用実態等々のお話をさせていただいているそのまだ入り口の入り口という段階とだけいただければ結構だと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員、次に行きますか。

（「行きます」と言う声あり）

○議長 長 それでは、教育行政という部分につきましては、午後からにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、午後の再開は13時といたします。それでは、休憩をいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 0時59分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

清水議員の一般質問を続行いたします。清水議員。

◎4、教育行政

- 1、中学校高等学校の部活動指導員制度について
- 2、小中学校整備計画
- 3、滝川西高等学校について
- 4、公立高校配置計画について
- 5、滝川工業高等学校の充実について

○清水議員 それでは、4件目、教育行政について伺います。まず、中学校高等学校の部活動指導員制度についてですが、中学校、高等学校の部活動の技術的な指導を行う部活動指導員が制度化されました。部活動指導体制の充実と教員の過密労働の解消を目指すもので、教職員が授業や生徒指導などに集中できる学校づくりのためには万難を排して実施すべきと考えます。実施に向けては、率直に困難なこともあると私も考えておりますが、今回の文部科学省通知に基づく制度化実現に向けた基本的な姿勢を伺います。

この点につきましては、昨日の関藤議員へのご答弁で部活動の改善と教育的観点を守りながら進めていくと。通知については、検討という言葉にとどまっていたように私は聞いておりましたので、今の質問にお答えを願います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 部活動の指導員についてでございますけれども、部活動指導員につきましては実技指導のほか大会や練習試合等の引率、部活動の管理運営などの職務を担うことが可能とされております。学校における部活動の指導体制の充実が図られるということが期待されますけれども、現状では多くの教職員が顧問、指導員を務めているという現状ではあります。教育委員会としまして、この制度改正は部活動指導が抱えるさまざまな問題の解決の一助となるというふうに考えております。

ただ、地域において導入するためには、専門的な人材や予算の確保というような大きな課題があるということです。専門的な人材確保のためには、相応な報酬がなくては限界があるということ、また勤務後ですとか休日の数時間を部活動の指導に充てていただける方、さらには学校教育に関す

る理解を有し、かつ専門的な知識、技能を持った方を確保するということは非常に難しい側面があると。加えまして予算的にも国からの特定財源が見込めない中、十分な報酬ですとか指導環境を確保できるかどうかというところは、非常に難しいなというふうに考えております。

今後についてというところですが、この制度自体はいい制度であるということは我々も思っておりますけれども、やはり国においてこういう部分の実効性を確保するためのもっと細かな制度設計、現場に配慮したような制度設計が求められるなという思いはあります。ですから、当面ということになりますけれども、今年度文部科学省で策定を予定しております運動部活動のあり方に関するガイドラインというようなものが予定されております。これらを踏まえて検討をしていきたいというところが現状というところではあります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この通知は、学校教育法の施行規則改正という形で行われている単なる通知とは違うわけですね。ですから、施行規則ですから、これに沿ってやっていくというのは当然で、ただ当然なのだけれども、予算措置は全くないというところにこの問題、これが私も率直に制度化実現に困難があるというふうに思っています。

そこで、これについてはこれから検討が始まるということですので、次に移りたいと思いますが、現状で中学校や滝川西高等学校の部活動の技術指導や運営などを教職員以外の方に手伝っていただいている実態があれば伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 外部指導員の関係のご質問です。現在中学校で1校、外部指導者による技術指導をいただいております。対象としている部活動は1つというところですね。これは、日常的な運営ですとか技術指導は教員が行いまして、月に1回から3回程度外部指導者を招いて、教員とともに技術指導を行っているというものです。

また、西高におきましては、全ての部活動の運営は教員が行っているという中で、5つの部活動の中で外部指導者による技術指導をいただいております。ただ、この技術指導につきましては、いずれも年間に何日間かのご指導というような形の中でやっておりますので、日常的な指導をいただいているという実態ではないということでもあります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 現状からいうと、これは5月15日付の道新で大きく取り上げましたけれども、札幌でも40名程度ということで、現状はゼロに近いわけです。本当にこれを実際やろうとしたら、1人の教員が50時間とかかかわっているわけですから、これ掛ける200時間、中学校だけですから、市内で200とは言いませんけれども、100人とかそうすると1カ月に5,000時間とか、全部変わればです。半分変われば2,500時間、3分の1変われば1,300時間、そういったことで、やはり部活動指導員については人材もどのように探していくかということが課題だということがわかりました。

そこで、いろいろ検討していくということはわかるのですが、検討には2つあるのです。制度、規則とか要綱を定めていく、あるいは雇用の方法を特別職、非常勤公務員とか、そういった

ことは内部でできることで、もう一つはいずれこれはやらないと、先進国で最も苛酷な勤務をされている中高の先生の過密労働克服の道はこの方向にしかないというふうに私は思いますので、どのようにこういった方々を発掘していくか、あるいは周知をしていろいろ意見を聞くとか、そういったことについてのお考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教員の長時間労働という問題ですけれども、きのうも関藤議員からご質問をいただきましたけれども、部活動はその一端であると。全てが部活動ということではないと思います。さまざまな課題があって、長時間労働になっていると。ただ、一つの切り口として部活動をどうにかならないかということでもありますけれども、まず内部的には今清水議員がおっしゃられたように予算的な問題、要綱の問題、身分の問題等々ありますけれども、要は人材がいるのか、いないのかというところだと思います。では、人材がいても本当にそれが可能なのかというところですよ。ですから、そこをどう探すのだというところになりましたら、やるという制度設計をした上では広く公募というのはあるかもしれませんが、それを市内だけでやるのか、あるいは相当な報酬を払うという前提で広く圏域外からも集めるのかと、それはさまざまなやり方があるのだらうなと思いますけれども、今の段階でこういうふうにしますというところまでは申し上げられないというところですよ。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の小中学校整備計画についてですが、国の小中学校の建てかえに対する予算額が戻りつつある中で、2015年度までの計画のように順次整備を進めるとすれば今後15年間程度かかると思われます。総額でどの程度の一般財源と起債を要するのか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 昨日の柴田議員への一般質問にもお答えしましたとおり、限られた財源の中で建てかえなどにつきましては最適な手法の検討の中で精度の高い整備費用、これらを積算していかなければならないということで、現在はその積算はできておりません。

ただ、何らかの形でというような今ご質問でありますから、現在の建築形態のままで改築した場合ということでの概算で申し上げますけれども、おおよそ120億円から130億円程度となりまして、一般財源としては20億円強、起債については60億円強、それぐらいかなという推計がされますけれども、改築に関する補助金を受けるためにはさまざまな条件がありますので、改築を行うケースによっては金額が大きく動くということも考えられます。このような整備費用の確保というのは非常に困難であるというふうに考えておりますので、小中学校の統廃合、適正配置計画ですか、これを進めながら、整合を図りながら個別の施設計画の策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、滝川西高等学校についてです。西高は、建てかえ計画が現在も過去もございません。小中学校が全て終わってからなどと市民から言われる状況は問題だというふうに思います。一方、市立高校に対する国の財政制度は、全て一般財源と起債で賄うとされ、建てかえ、大規模改修、修繕や設備費は、数十年に1度の大きな支出であっても例外ではありません。このよ

うな中で、築年数を考慮するとおおむねいつごろまでに建てかえる必要があるのか。また、財源的には二、三十億円という多額の財源が必要ですが、建てかえの見通しが立たない場合には学校存続のためにどのような対策が必要か伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 滝川西高でございますけれども、施設につきましては昭和53年に化学室などの特別教室、昭和57年に本校舎、63年に体育館、そして平成2年に実習棟というようなことで順次建設をされております。経年に伴う修繕としましては、先ほどの渡邊議員のご質問にお答えしたとおりでございますけれども、随時改修を行ってきております。

おおむねいつごろまでに建てかえるのかというご質問になりますけれども、その必要性といいますか、建てかえたいなという思いはみんな持っているところでございますけれども、残念ながら現時点でいついつまでに建てかえの時期ということをお示しすることはできないということでございます。ですから、当面は施設修繕、改修等を行いながら、校舎の維持管理に努めていきたいというところであります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 小中学校の整備方針では、平成22年に立てた5年計画、ここにおいて20年から30年たったら大規模改修、そして40年過ぎたら改築という、こういう基本的な考え方が小中学校にはあったのですけれども、西高にはないのですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 西高に対してのそういう目安はあるかというところ、今はありません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それは無責任ではないでしょうか。市立高校を持っている以上は今は今なくても、今年度中に小中学校の整備方針は策定するということですから、それに続けて西高についても整備方針をつくるということについてのお考えを伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今の検討している中に盛り込むかどうかというところ、そこまでの議論はまだしておりませんが、ご意見として承っておきたいと思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 高校関係で続いてはいくのですけれども、やはり西高について大規模改修もしないで40年を迎えるということは、私はあってはならないと思うのです。これだけ人気が高い学校を大規模改修しないということは、本当にあるがままという、水漏れはしないけれども、あるがままです。こういったことでいいというふうに教育長はお考えなのではないでしょうか。改めて教育長に整備方針の策定についてお考えを求めます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今現在方針的なものはないということはお話ししています。ただ、今国のほうでは長寿命化という方針の中に動きつつあります。そういった中では、当然個別的な調査を行わなければいけないので、そういったものについては今後西高も含めて調査する中で、その段階でいつごろ、

あるいはどの程度の改修が必要なのか。先ほど放っておくような言われ方しましたがけれども、今までも必要な改修というのは単費でやってきていますので、そういったものは続けつつ、必要な方針についてはその都度検討していくということです。ただ、今大規模改造の事業は国にあるのですけれども、そういったものも非常に使いにくい部分もあって、そういったものについては現にことしも公立文教施設整備の期成会のほうで要望しておりますし、当然財源の確保ということでも要望しております。また、教育長会のほうでもあわせて要望をしております。そういった中で検討をしていきたいということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次に移ります。公立高校配置計画についてですが、北海道公立高校配置計画案2017から2019年度では、2021から24年度までの見通しとして、4年間で2から3学級相当の調整が必要、これは北学区です、空知北学区。再編整備や学校、学科の配置のあり方を含めた検討が必要だということで、特に滝川市内において再編を含め定員調整の検討という言葉が書かれております。そこで、この検討は今後どのように進められるのか。また、各市町が我がまちの高校に入学者がふえるようにさまざまな支援策を行っていますが、市内3高校それぞれの入学人数の内訳、市内、市外をどのように把握しているのか伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 先般北海道教育委員会が策定しました公立学校適正配置計画案ですけれども、これにおきまして平成33年度から36年度までの4年間での見通しではありますが、滝川市を含む空知北学区において2から3学級相当の調整が必要というふうに提示をされたところでございます。あわせて滝川市内における再編を含めた定員調整の検討が必要とされたところでありますけれども、現時点において北海道教育委員会からの検討の対象となる具体的な学校名及び学科等については示されてはおりません。

しかしながら、平成29年度入学人数は、市内3高校全てにおいて定員割れが生じているという状況であります。また、今後市内及び空知北学区全体における中学校の卒業人数、これは減少していく状況ということがわかっておりますので、この先再編を含む定員調整等の検討はどこかで避けられないという認識は持っているところであります。こうしたことから滝川市としましては、市内及び空知北学区全体における中学生の進学状況、これらを把握しつつ、北海道教育委員会から今後具体的な検討の要請、これがあつた段階で、検討市民委員会がありますので、こちらでの十分な検討を踏まえ、市議会議員の皆様、また市民の皆様にもご意見を伺いながら判断をしてまいりたいというふうに思います。

また、平成29年度の入学人数に係る市内3高校それぞれの状況ですけれども、市内、市外の内訳でありますけれども、滝川高校では市内90名、市外125名、工業高校では市内が50名、市外が14名、滝川西高では市内113名、市外が143名ということになっておりまして、全体で見ますと市内が47.3パーセント、市外が52.7パーセントというような割合で、ほぼ前年と同じような割合ということになっております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移ります。滝川工業高等学校の充実について伺います。滝川工業高等学校の卒業生57名のうち約10名が自動車関連に就職し、2名が芦別市の北日本自動車大学校に進学するなど、自動車関連への進路が多いのが特徴になっています。このような中で、5月に滝川工業高等学校と北日本自動車大学校が高大連携協定を結びました。今後自動車工業関係のカリキュラムが実習を含めてふえ、専門教員の派遣や実習設備機器の貸与などが進みます。旭川工業高校自動車科が統合縮小する中で、自動車業界からの求人がさらにふえるなど効果が期待されます。中空知の経済存続には、毎年20名以上が地元就職する北空知学区唯一の工業高校の学生数確保が必要と考えます。現在定員より16名不足している高校に対し、市はどのように連携をしているのか伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 滝川工業高等学校は、開校以来地域の産業を支える優秀な人材を多く輩出しておりまして、本市における産業振興に大きな役割を担ってきておるところでございます。平成24年度をもって土木科が廃止となりまして、電気科及び電子機械科の2学科6クラスとなりましたけれども、空知管内で唯一の工業高校としまして、地域における多様な進路希望に対応するための後期中等教育機関として、工業高校の存在意義は非常に大きなものというふうな認識を持っております。

教育委員会では、中学生に工業高校の高い技術力と物づくりの楽しさを知ってもらうことを目的としまして、毎年度工業高校の生徒が作成した作品を各中学校に巡回展示する事業を行っておりますけれども、現在それ以外に何か具体的な動きというものは行っておりませんけれども、中学校の校長先生、あるいは市内3高校の校長先生との情報交換というのは年に3回ほど行っております。

ご質問の中でご指摘のありました16名の欠員でありますけれども、平成29年度の入学者数は、工業高校のみならず市内3高校全てで定員割れという状況になっております。入学者数の確保に関しましては、市内のどの高校も共通した課題ということの認識はあります。ただ、教育委員会としましては、道立高校を直接的に指導監督という立場にはございませんけれども、今後道立高校における支援の要望などを確認しながら、支援が可能な部分につきましては市長部局の各所管とも協力しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、高大連携の中身をお聞きするために訪れたのですが、滝川工業高校の特徴は、いわゆる東証一部上場企業からの直接の求人が数件毎年あるわけです。これは、なかなかほかの学校にはない特徴だというふうに思うのです。ところが、自動車工業科に行っても、3年間のカリキュラムに自動車工学とかないのです。実際に自動車を分解したりするそういう設備もないので、これからはそれができるようになるのかということでも市への協力をぜひ大歓迎だというふうに言っておりましたので、そういった方向で進めていただきたいと思います。

◎5、財政運営

1、起債残高の状況について

2、新たな公共施設建設について

最後、財政運営に移ります。起債残高の状況ですが、2015年度末の一般会計市債残高は約1

81億円、2011年度からの5年間に約16億円増加しました。ここから償還時に100パーセント国が交付税措置してくれる臨時財政対策債71億円を除くと、110億3,000万円です。その内訳は、教育約36億円、土木26億円、総務14億円、民生14億円、衛生6億円、農林3億円などとなっています。110億円のうち新たな起債がないと仮定した場合に、10年後に残る額について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 2015年度末の臨時財政対策債を除いた一般会計市債残高約110億円に対しまして、仮に新たな市債を起さずに償還のみを続けた場合、2025年度末の残高は約17億5,000万円となります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最後の質問に移ります。新たな公共施設建設についてということでお伺いいたします。今後の予算編成において、建設あるいは投資的事業以外の必要最低限と見込まれる起債額は幾らなのかを踏まえて編成をしていく必要があると思います。これまでの実績として、2009年度は臨時財政対策債6億円と借換債を除くと4億円でした。これに対し近年の起債は、これらを除くと10から17億円程度になっています。つまり6億円から13億円程度が市が主体性を持って行う投資的事業、いわゆる建設事業に係る起債額だったと推定されます。以上から小中学校と高校の建てかえなどで毎年度必要な起債額、また新たに必要になる可能性がある市立病院の資金繰りに毎年必要な金額は幾らなのか。また、近く決まっている最終処分場など他の公共施設に最低限必要な建設事業費などを市民に示して、今検討されている芸術文化統合施設や（仮称）女性活躍推進センターなど、新たな施設建設の検討を進めるべきではないでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員からご質問がありました新たな施設を建設する点につきましては、先ほど女性センターのときに市長が新施設のあり方、あるいは考え方については答弁を申し上げておりますので、その方針に従って進んでいくということでもまずご理解をいただきたいと思います。新たな施設建設を検討する上で、やはり財政フレームや全体の起債残高等の状況を踏まえることは重要だというふうに認識しておりますが、長期財政フレームでは交付税を初め事前に確定できない変動要素が多く、新規施設建設の事業費枠を将来的に見通してお示しすることは、なかなか困難だというふうに考えております。これまでも必要な公共施設の建設、改修等に当たっては、可能な限り事業費の年次的な平準化に努めてきておりますが、今後におきましても施設の必要性、緊急性、優先性のほかランニングコストの見通しなどを十分勘案しながら、市議会あるいは市民の皆様の理解を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、要するに優先順位として小中高等学校の建てかえ、ここに書きましたから、これについてはもう選択肢がないのだと。この部分はかかるのだということで、これだけほかの投資

的事業に使えるのだということで、これをどう使うか。もちろんこれは建物だけでございせんから、投資的事業といっても起債が必ずできるものばかりではありませんので、いろんなソフト事業も含めて、そういう全体像を市民に示しながらこれからの計画を立てて、いわゆる投資的計画を立てていくべきではないかということを言っているわけですから、仮称で公共施設整備や新たな事業をするための財政計画とか何かそんなようなものをつくって、市民に示していく必要があるのではないのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの答弁にも一部触れましたけれども、長期財政フレームというのはやはり必要であろうというふうに考えております。これにつきましては、交付税、あるいはさまざまな補助制度、国の動き、そういったことを勘案しながら、長期的な視点に立って考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。議員がおっしゃられた部分も含めて、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○清水議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、質問順序にのっとり質問させていただきます。

◎ 1、防災対策

1、震災時における、障がい者や要配慮者に対する、避難確保の仕組みについて

まず最初に、防災対策のことについての質問ですが、昨日安楽議員から災害対策本部の設置についての質問がございました。私のほうからは、同じく防災対策ではありますが、主に障がい者や要配慮者に対する避難確保の仕組み、また町内会との連携についての質問をさせていただきます。まず、1点目ですが、東日本大震災においては、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また障がい者の犠牲者の割合についても、被災住民全体のそれと比較して2倍程度に上ったと言われています。国内での震災をきっかけとして、都道府県、各自治体においても障がい者や要配慮者に対する避難場所の取り組みが進められています。北海道のホームページを見ますと、各市町村において独自の避難所マニュアルを整備しておくことが求められますと書かれてありますが、本市においては既に防災会議を開き、地域防災計画や避難所運営マニュアル案を作成し、体制準備をしているのはよいことと思います。しかし、近年の熊本地震のように大きな震災がなかった地域においても、想定外の災害の危険性は高まっていると思います。豪雨による災害については、天候の状況で準備は可能と思いますが、大火災による避難場所確保や想定外の地震による被害は、そのときの状況にならなければ判断できないと思われます。災害が発生し、救助活動や各地域の避難所の活用、また在宅療養をされている方への対応など、多様な事例が発生すると思われます。本市では、大災害が発生した場合の在宅療養者や人工透析利用者、または単独の歩行が困難な高齢者や車椅子利用者などの障がい

者への対応等のマニュアルはあるのかお伺いたします。

○議長 長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川市の避難所運営マニュアルに要配慮者等に対する基本的な対応についての記載はございますが、その対応につきましては、議員もおっしゃられたとおり、多種多様となることから、個々についての詳細な記載は具体的にされておりませんが、高齢者や障がい者など生活介助の必要な方など配慮を要する方々に対し、それぞれに合った適切な対応をすることとしているところでございます。

また、在宅療養者や人工透析利用者などの医療を必要とする方につきましては、医師会などとも連携し、必要な設備が整っている医療機関の情報を提供するなど対応することとしているところでございます。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 透析患者に対しての医師会との連携の形でその利用者を安全な場所、また透析ができる環境へと導くということは理解できましたが、こちらに例えば大規模な災害が起きて、滝川市内の病院が使えなくなってしまったというそれほど大きい状況になったときは、市外もしくは道内のそういう対応ができる病院へ連れていくということは可能なのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員がおっしゃられた今のような状態が仮に発生した場合は、災害救助法が多分恐らく適用されるということが想定されますので、その法が適用された場合にはさまざまな病院の連携、あるいは応急的な例えば住宅、あるいは仮設住宅というような形でそういった対応が今後求められるというふうに考えております。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次に移ります。昨年の豪雨では、市内の一部の地域の住民が避難所へ一時避難をしております。昨年以上の期間、例えば二、三日、または長期間、市民が避難生活することを想定しますと、さきに挙げたような一人では動けない方々、市民を別な場所へ避難させることも必要になってくると思いますが、本市はそのような状況になったときの対応はどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 避難が二、三日に及ぶ場合についてのご質問でございますが、そうした場合は要配慮者等への対応につきましては、負傷の有無、あるいは周囲の状況等を総合的に判断いたしまして、病院への移送、あるいは施設への緊急入所、また受け入れが可能な場合にもよりますが、福祉避難所への移動を考えているところでございます。避難が長期間に及ぶ場合につきましては、その生活実態を十分把握し、先ほど申し上げました対応を初め、生活実態を十分把握した上で、仮設の住宅ですとかそういった場合も考えられますので、その状況によって対応を進めていくということになります。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次に移ります。3番目ですが、内閣府防災担当が作成しました福祉避難所の確保・運営ガイドラインの前文では、東日本大震災では犠牲者の過半数を高齢者が占め、また障がい者の犠牲者の割合についても被災住民全体のそれと比較して2倍程度に上ったと言われています。高齢者や障がいを持った方々など特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけでなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとは言えない避難所の中で長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、復旧、復興に向けての生活再建フェーズへの移行に困難を生じているケースも見られると書いてあります。また、北海道のホームページによりますと、本道においてもこうした災害の発生に備え、被災された皆様が速やかに避難し、より良好な避難生活を送ることができるよう各市町村においてあらかじめ独自の避難所マニュアルを整備しておくことが求められますと書かれているように、想定外の被災への備えが必要ではないかと思います。本市の改定後の地域防災計画の中には、避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必要に応じて指定し、開設すると書かれてあります。障がい者もしくは要配慮者への対応を現在のマニュアルよりも詳細に明記する必要があると思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 災害発生時に必要に応じて開設する福祉避難所につきましては、本市では現在3団体5施設と協定を締結しており、災害時には高齢者、障がい者等の避難行動要支援者につきまして介護や医療など必要な支援を行える協力体制を構築してきているところでございます。

現在マニュアルについて修正作業を進めておりますが、この中で福祉避難所の開設のための手続に関する事項等を記載していきますが、避難行動要支援者への対応につきましては多種多様であることから、医療機関への入院、施設への入所など避難所での生活だけではなく、やはり個々のケースによって適切な対応を行っていききたいという考えでございます。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 続いて4番目に移らせていただきます。町内会では、高齢者世帯、独居高齢者世帯を見守る活動を始めておりますが、まだ見守り活動をしていない町内会がどれくらいあるのか。こちらは、恐らく防災関係とはまた違うところだと思うのですが、また緊急時や大規模災害の備えのために町内会への呼びかけが今後さらに必要になると思いますが、大規模災害時には町内会が作成している緊急時支援者リストなどの活用がさらに必要と思いますが、町内会との打ち合わせというものは行われているのかどうかお尋ねいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、高齢者等の見守りの関係でございますが、滝川市町内会連合会連絡協議会では、平成28年度から重点取り組みとして高齢者見守りネットワークの推進を始めております。28年度は、町連協に加盟している22の連合町内会長を通じて147の単位町内会長に依頼文書を配付し、取り組みの協力依頼を行い、高齢者見守り対象者名簿を作成した町内会は36町内、高齢者宅への戸別訪問を行った町内会が23町内、高齢者見守り組織の整備に着手した町内会は17町内と

いうふうにお聞きをしております。今年度も引き続き各町内会に対し高齢者見守り対象者名簿の作成への協力を積極的に働きかけ、町内会のみならず民生委員、あるいは行政、社会福祉協議会などの情報共有を図りながら、実効性のある高齢者見守りネットワークを目指してまいりたいというふうに考えております。

また、毎年市と町連協によるまちづくり懇談会というのを実は開催をいたしまして、ことしも2月に行ったわけでございますが、町連協が進めております高齢者見守りに関する市との意見交換なども行いながら、制度の周知あるいは有効活用を含めて、こういったことを繰り返していく中で支援計画、あるいは町内会がそういう防災に関する見守り等の数がふえていくように働きかけ、あるいは協力して連携していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 とある町内会の方の声を聞くことがありまして、その町内会は独自の町内会館を持っているのですけれども、滝川の指定の避難場所ではなくて、指定の避難場所が遠いから自分のところの町内会会館を避難場所に使ったらいいというような、そういう話を聞いたことがございまして、こういう話が出てくるということは、恐らく今までの防災計画などの周知が少なかったのかなと思いますし、また町連協にも加盟していないところもあると聞いておりますので、今後さらに連携を密に重ねていただいて、周知をしていただきたいと思いますのですが、この防災計画、また避難所マニュアルのことについては、町内会への周知というものは今後もさらに行われるのかお尋ねいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今後という点でのご質問だと思いますが、現在も班回覧で市民に周知いたしております防災通信、向こう三軒両隣というのをしておりますが、ここにも必ず避難所については周知を繰り返し繰り返し実はしております。また、町内会に対しても要請があれば出前講座なども実は実施しておりますので、今後もこういったことを繰り返す中で行政として十分周知を進めていきたいと思いますし、議員についてもぜひそういったことを周知にご協力をいただくようお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 館内議員。

◎2、教育行政

1、就学援助について

○館内議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。きのうの三上議員も就学援助のことについて質問をしておりますけれども、この就学援助の質問、ここに要旨が書かれてありますけれども、まず読ませていただきます、半分だけ。文科省が平成29年の3月31日ということで、本当に新年度ぎりぎりのところで生活保護世帯と同水準の要保護世帯への小中学生への入学準備金、就学援助を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県委員会に出しましたというこ

となのです。ということで、きのう三上議員のご質問の答弁で進めるには近隣の市町村と調整をしますという答弁があったと思いますが、この調整とは何を調整するのかお尋ねいたします。

○議長 長 館内議員、今就学援助の要旨の1の質問の中身が今の内容でいいということですね。

○館内議員 はい。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問の内容は、支給時期はいつかというご質問がまずありましたので、これは昨日三上議員のご質問にお答えしたとおりでございます。まだいつからやるというようなお答えはできる状況にはないと。

調査検討というようなことで、近隣の調整というように私が申し上げたのかもしれませんが、情報交換です。それぞれのまちでこれを実施するときにはそれぞれのまちがどうやるかという制度設計しますので、要は受給される方に不利益、あるいは公平、公正な制度になるようにというように情報の情報交換をして、自分のまちでちゃんとつくるということでございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次に移ります。現在本市のホームページに記載の対象となる世帯については、昨年1年間の収入が基準と。家族構成や年齢等により異なります。以下で経済的に困窮している方となっております。今後始めるとして今後支給が新年度前の平成30年3月に支給されるようになった場合に、今までは前年の所得に応じてのそういうものだったのですけれども、平成28年の収入が基準になる要綱などを改正するのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 仮に30年3月の支給ということになった場合のことですけれども、今の滝川市が定めております事務取扱要綱、就学援助の支給の要綱ですけれども、これをベースとして考えた場合には、30年3月ということは29年度の支給と。そうなりますと、所得の認定基準が28年のということになります。ですから、その辺も先ほどお答えしました検討課題なのですけれども、直近の所得把握という意味ではそれが適切なかどうかというところは、今後の検討課題というところでございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 申請をする世帯によっていろいろな事例が考えられると思われます。自営業などで収入が安定していない世帯の場合、平成28年の収入で対象となって、そして入学後、平成29年の収入では対象外になった場合どのような対応をされるのか、就学援助が取り消されるということになるのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 先ほどのご質問と同じような答えになってしまうのですけれども、今の要綱どおりやるのが適切かどうかというところがありますので、これは本当に大きな課題ということで検討させていただきます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 今回の就学援助のことについては、道内の他市町の4月の段階での取り組みについて

は、道内では14の市と町が本年度実施と決まっているところでございます。空知では、長沼町や奈井江町で実施ということが4月の段階では決まりました。そして、つい先日赤平市議会においても本年度中に実施するとの答弁があったのですけれども、実施するのならやはり今この時期にしかないのかなと私はと思いますが、千田副市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○議 長 副市長。

○副市長 教育部長のおっしゃるとおり、先ほどの答弁のとおり、いろいろな課題もありますので、それについては十分検討して答えを出していきたいと思います。

以上です。

○館内議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第3から第7までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第3 報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議 長 日程第3、報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご説明申し上げます。

お手元の資料1ページをお開きください。初めに、平成28年度の事業報告でございます。Ⅰ、継続事業の国際交流事業では、1ページから3ページまで13の事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

次に、3ページ、2、国際協力事業でございます。こちらについては3ページから5ページまで8つの事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、5ページの3、国際理解事業でございます。これは5ページから7ページまで10の事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、8ページ、Ⅱ、その他事業でございます。その他事業の1、国際理解事業でございます。これについては4つの事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、9ページ、2、調査・研究事業でございます。これは9ページから10ページまで

5つの事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、11ページ、Ⅲ、法人会計につきましては16ページまで各事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、16ページの3、会員でございます。平成28年度につきましては個人正会員が170口、団体正会員が86口、個人賛助会員は179口、団体賛助会員は8口の計443口となり、前年比7パーセントの増となっております。

次に、平成28年度の決算状況でございます。17ページから30ページまで記載をされておりますけれども、29ページ、30ページをお開きください。平成28年度収支計算書でございます。事業活動収入計は、予算に対しまして234万6,202円の減、3,687万4,202円となったところでございます。主な要因といたしましては、事業収入におけるJICA研修事業の事業収入減であります。次に、事業活動支出です。予算に対し153万4,736円増の3,699万3,264円となったところでございます。これは、管理費支出の増及び国際交流事業費の支出増によるものでございます。次に、投資活動収支の部です。投資活動収支差額につきましては100万円となったところでございます。予備費の執行はございませんでした。

これによりまして当期収支差額88万938円となり、前期繰越収支差額314万4,341円を加えた402万5,279円が次期繰り越しとなったところでございます。

次に、平成29年度の事業計画でございます。33ページから38ページに本年度の事業計画が記載されております。33ページをお開きください。本年度は、既存事業の深化を図り、経営の安定化を図るとともに、会員の要望を把握できる事務機能の充実に努めることとし、各種事業を行う予定となっておりますので、内容につきましてはお目通しを願いたいと思います。

次に、平成29年度の収支予算書でございます。41ページ、42ページをごらんください。41ページ、事業活動収入では3,902万8,000円、事業活動支出では4,179万7,000円、42ページ、投資活動収入では500万円を基金から取り崩す予定でございます。投資活動支出では600万円を積み戻す予定であります。予備費で25万6,279円を計上いたしまして、これに前期繰越収支差額402万5,279円を充てる予定となっております。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 24ページを開いていただきたいのですが、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高が記されております。

まず、1点目、基本財産、これは変動がございませんが、2,000万円ということです。基本財産はどのようなものなのか。また、これはいつまでもずっとこういう状態で置いておくという方針なのかということがまず1点。

2点目は、特定資産につきましては当期減少額が500万円と。当期増加額はございませんが、この減少について伺います。

3点目は、現在市職員が直接国際交流協会の業務をすることは完全になくなっているというふう

にはと思いますが、実態としてどのような関係の業務を市職員が行っているのか、その点について伺います。

○議 長 ただいまの清水議員の質疑に対する答弁を求めます。

それでは、答弁に時間を要しますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時19分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

それでは、ただいまの清水議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 質疑に対する答弁をさせていただきます。

その前に1つ訂正がございます。収支決算書につきまして、29ページ、30ページのところでございます。先ほど事業活動収入計は予算に対して234万6,202円の減と申しましたが、正しくは234万6,202円の増でございます。続きまして、事業活動支出でございますけれども、予算に対しまして153万4,736円の増と申し上げましたが、153万4,736円の減でございます。大変申しわけございませんでした。

それでは、質疑の答弁をさせていただきたいと思います。まず、基本財産の件についてでございます。平成24年11月に国際交流協会が一般社団法人化を北海道に申請するに当たりまして、当時4,500万円の財産がございました。そこで公益目的支出計画書を提出いたしましたところ、この4,500万円を平成25年から9年間で減というような形の中で認可をいただいたことから、毎年このような形の中で執行している状況でございます。

2つ目の特定資産に関する500万円の減少理由でございますけれども、先ほどの理由と兼ね合いになりますけれども、この特定資産から財政調整基金のほうに500万円を繰り入れいたしまして、事業費として執行しているところでございます。

3点目の市職員の件に関しましては、現在3人勤務しておりますけれども、市の事業といたしましても国際交流という部分の中で推進していることから、ともに協力しながらやる部分についてもありますので、そういった形の中で協力し、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 平成24年11月から9年間で当時4,500万円を取り崩していくということが決められたということですが、今年度は500万円が国際交流・国際協力推進基金から事業・運営積立金に400万円、22ページですが、あとの500万円のうち100万円はどちらにいったのか、それを示していただきたいと。

ちょっと2つの質疑が1つになってしまったのですが、最初に聞きたかったことは、まず平成24年11月の9年間で取り崩していくという計画は、平成33年ぐらいまで続くのですが、毎年幾らずつ減らして、平成28年度末で1,450万円、これは基本財産は取り崩せないという

ことなのですよ。これも確認しますけれども、特定資産だけを取り崩して行って、平成33年には幾らを目指しているのかということが2点目。

それと、22ページの事業・運営積立金に移すことで、ことしは事業・運営積立金に移した結果、事業・運営積立金は幾らになったのかということがこの財産諸表にはどこに書かれているのでしょうか。ちょっと私は見つけられないので、教えてください。これは25ページに載っているのかな。25ページの10番に載っていますよね。400万円ふえて、当期末残高がふえたと。当期減少しないということは、28年度はここに移したけれども、27年度はまた別のところに移していたとか何かそういったことがあるのか。当期も減少していれば、何か移して、それを事業費に使っていくという流れが見えるのですけれども、その関係について伺いたいします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、最初の質疑でございますけれども、4,500万円の基金があったということで、それは先ほどの24ページにありますように基本財産、特定資産を合わせて4,500万円あって、それを9年間で毎年500万円を取り崩していくということでございます。

それと、2番目の500万円の部分につきまして、先ほど清水議員さんがおっしゃるように25ページの10番に書かれていますように財政調整基金の中でこれは執行しておりますので、当期末残高は合わせて500万円という形になってございますけれども、これにつきましては先ほど30ページでご説明申し上げましたようにⅡの投資活動収支の部で投資活動収入、特定資産取崩収入ということで500万円を執行済みということで、ここに基金の取り崩し収入が執行されているというようなことかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議長 長 日程第4、報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告を申し上げます。

初めに、平成28年度の事業報告でございます。1ページをお開き願います。まず、I番の学習機会の提供に関する事業につきましては、講演会、体験講座、資格検定などを広く開催をいたしております。2の講座の開催につきましては、8ページまでに記載をしております38種類43の講座を開講いたしております。講座の内容につきましては、教養講座から健康、運動、趣味、実用、語学、体験講座など幅広く市民の皆様の多様なニーズに沿うよう多くの事業に取り組んでおります。

詳細についてはお目通しいただきたいと思います。

9ページから11ページまでにつきましては、学習機会の提供以外の事業、会議の開催状況ですので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、決算報告でございます。13ページをお開き願います。Iの事業活動収支の部です。事業活動収入、これは計のAの欄で申し上げますけれども、予算に対しまして22万3,286円の減となっております。減の要因としましては、会費収入の減ということが要因となっております。次に、事業活動支出でございます。これは計のB欄でございます。予算に対しまして97万5,580円の減となっております。これは、事業支出のうち学習機会提供事業に要した経費で、受講者数の減による教材等の支出減とリブラーン講演会の事業に要した経費で、講師講演料が予算を下回ったことによるものでございます。事業活動収支差額としましてC欄でございますけれども、マイナス14万5,153円となったところでございます。

次に、IIの投資活動収支の部です。収入につきましては、投資有価証券償還収入、これは国債が満期となったもので3,480万円、それから基本財産取崩収入、これは定期預金の解約で1,000万円、収入の計で4,480万円です。支出につきましては、この4,480万円を取り崩したもののうち4,280万円を定期預金に積み戻しをしまして、支出の計が4,318万8,192円。投資活動収支差額、これはFの欄ですけれども、16万1,808円となったところでございます。これによりまして当期収支差額、これはHの欄ですけれども、16万2,722円となりまして、前期繰越収支差額61万1,599円、これを加えて77万1,871円が次期へ繰り越しとなったところでございます。

14ページから22ページにつきましては、収支に関する資料でございますので、お目通しを願います。

23ページは、監査報告です。

次に、平成29年度の事業計画でございます。27ページをお開き願います。I、学習機会の提供に関する事業でございますけれども、講演会の開催につきましては多くの会員、市民の方にお越しをいただける講演会を開催することで現在講師の検討がなされておるという状況です。2の講座の開催では、会員の方々の意向を反映しまして、12種類6講座をふやしまして、教養及び健康、運動と趣味、実用講座を中心に46種類48講座を計画をしております。市民の皆様が気軽に参加でき、楽しく学べる内容を盛り込んでおるところでございます。その他の事業も含めまして32ページまでに記載をしておりますので、お目通しを願います。

次に、平成29年度の収支予算でございます。34ページをお開き願います。事業活動収入では1,117万1,000円、事業活動支出では1,505万1,000円、投資活動収入では800万円、投資活動支出では450万円、予備費に30万円を計上しまして、これに前期繰り越しの差額68万円を充てる予算となっております。

35ページ以降は、予算に関する資料となっておりますので、お目通しを願います。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第6号 監査報告について

報告第7号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第5、報告第6号 監査報告について、報告第7号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第6号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査及び定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

最初に、工事監査報告であります。監査対象工事については建設部所管の平成28年度執行の工事のうち、記載の10本の工事を対象に実施いたしました。

監査の期間と監査の主眼及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行、管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、受注者から提出された下請負人選定通知書の内容と施工計画書の下請負人が一致していないこと、また代表者が提出すべき書類の一部が現場代理人名で提出されていること、各種関係書類において発注者側及び受注者側の押印漏れ、日付の記載漏れ、代表者氏名の記載漏れなどが散見されることなどを所管に対する講評において指導いたしました。なお、監査の過程において軽易な事項については、その都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、内容は省略いたします。

次に、定期監査報告ですが、監査の対象は滝川市立病院、滝川市立高等看護学院を対象とし、監査の範囲は平成27年度の執行事務を対象として実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では支払い遅延違約金の率の表記が誤っているもの、収入印紙の貼付漏れ、見積書や完了報告書の相手方の住所、代表者の記載漏れ、代表者印押印漏れ、施工決定書の予定価格の省略などが散見され、団体事務関係では関係書類の決裁漏れ、領収年月日の記載漏れ、領収書未添付、会費の長期金庫保管、経費の一部の立てかえなどがあり、資金前渡関係では支出年度の誤り、負担金支出に係る領収を証明する書類の未添付、研修等出席負担金の振り込み手数料の自己負担等があり、これらについては関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な

事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第6号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第7号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成29年1月から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、旅費の支給において算出に誤りがあったことから講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項については、その都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第7号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 まず、工事監査についての監査結果のところで、今代表監査委員が説明された中で、下請負人の名称がAの書類とBの書類で違ったという旨のご説明がありましたが、具体的にどういった書類同士で名称が違っていったのかを伺います。

2点目は、市立病院及び市立高等看護学院の監査結果のご説明で大変たくさんの一部改善、検討が必要と思われる事項が列記をされました。これまで余り私は記憶にないほどの量だった、件数だったように感じるのですが、毎年これはやっているわけですから、例年と比較して特に多かったのかということをお伺いをしたいと思います。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまのご質疑の中で、受注者から提出された下請人選定通知書の内容と施工計画書の下請人が一致していなかったという内容でございますが、そのとおり受注者から契約後に下請人の選定通知書ということで、どういう下請業者が該当するかという通知書をいただいております。また、別途施工計画書の中にもそういう下請業者が明記されていると。それを突き合わせた中で一致していない業者があったということでございます。それにつきましては、提出する段階で変わっていたことが修正されていなかった、あるいは途中で変わっていたのに変更届が出されていなかったということでございます。

それから、2番目のご質疑の中で病院の改善検討事項につきましてはの数ということで、例年に比べて多いかという状況なのですが、特に前回と比べて著しく多いというわけではないのですが、今回担当が2年前ともかわっておりますし、検査の中身がかなり厳しくというか、中身を突っ込んで見たという状況の中でふえたということでございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第6号及び第7号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた要望意見書

意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

○議長 長 日程第6、意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた要望意見書、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件についてご説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた要望意見書。送付先は、衆議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）であります。

意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）であります。

意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書。送付先は、北海道労働局長であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、第2号及び第3号の3件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議長 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市長 それでは、本定例会を閉会するに当たりまして、議長のお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げる次第でございます。

6月13日に開会いたしました本定例会でございますが、提出させていただきました全ての議案につきまして、いずれも可とご認定をいただきましたことに改めてお礼と感謝を申し上げます。また、本日、昨日と2日間にわたりまして一般質問も行っていただきました。それぞれご提案、ご指摘いただいた部分につきまして真摯に受けとめ、これからの市政運営に生かしてまいる所存でございます。喫緊の課題が多々あるわけでございます。今後とも議員各位のご指導、ご協力を心からお願い申し上げ、本定例会閉会に当たりましてのご挨拶とします。

まことにありがとうございました。

◎閉会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

よって、滝川市議会会議規則第6条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会宣告

○議長 これにて平成29年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後 2時50分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員